

農林土木委託業務特記仕様書

(共通仕様書の適用)

- 第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

- 第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(共通仕様書の読み替え)

- 第3条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(成績評定の選択制(試行))

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領

HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/>

(受発注者共同による品質確保)

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければなら

ない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/2015070800045>

(Web会議【発注者指定型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

(Web検査【受注者希望型】)

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について

徳島県CALS/ECHP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

(CIM活用業務【受注者希望型】)

第11条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7240174/>

(本業務の目的)

第12条 本業務は、農業水利施設保全対策事業 中原地区において、中原排水機場に設置される燃料貯油設備の更新に係る実施設計業務を行うものである。
作業項目は、別紙のとおりとする。

別紙
作業労務歩掛見積り内容

1. 対象設備(現況)

- ・燃料貯油槽 : 地下貯油槽、容量1,950L
- ・燃料小出槽 : 高架貯油槽、容量200L
- ・燃料移送ポンプ : 型式:0.4kw×2台、口径20mm、吐出量0.83L/min

2. 燃料貯留槽更新設計作業項目内訳表

| 作業項目 | 作業内容 | 作業項目 |
|----------------|--|------|
| 1 設計計画 | 業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。 | ○ |
| 2 現地調査 | 現況諸施設について、実施設計のための必要な現地調査を行う。 | ○ |
| 3 資料の検討 | 実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。 | ○ |
| 4 基本仕様検討 | 燃料貯油槽容量検討(ポンプ連続運転可能時間等検討)、耐震検討、消防法関連事項整理、設置場所選定(地上設置・地下設置比較検討含む)を行う。 | ○ |
| 5 燃料貯油槽更新設計 | | |
| 5-1 設計計算 | 燃料貯油槽更新(燃料配管、燃料移送ポンプ含む)に伴う設計計算書、材質・部材の検討決定、装置・諸元の検討決定を行う。 | ○ |
| 5-2 設計図 | 全体平面図、機器配置図(平面・断面)、配線配管図、その他詳細図の作成を行う | ○ |
| 5-3 数量計算 | 数量算出要領に基づき、工種別、区分別に全部の数量を詳細に計算しとりまとめを行う。 | ○ |
| 6 一般構造物基礎工詳細設計 | | |
| 6-1 設計計算 | 燃料貯油槽の基本仕様検討結果に対して、法令に基づき設定された基礎条件や荷重条件により、燃料貯油槽の基礎工詳細設計を行う。 | ○ |
| 6-2 設計図 | 一般構造物図、配筋図等詳細な図面を作成する。 | ○ |
| 6-3 数量計算 | 数量算出要領に基づき、工種別、区分別に全部の数量を詳細に計算しとりまとめを行う。 | ○ |
| 7 施工計画 | 本体工事、仮設工事、工程計画について、工事の施工順序と施工方法を検討し、現地状況に適する詳細な施工計画を作成する。 | ○ |
| 8 仮設計画 | 施工計画により必要となる仮設工の構造・安定計算を行い、図面を作成する。 | ○ |
| 9 特記仕様書 | 主要な工事の特記仕様書を作成する。 | ○ |
| 10 概算工事費積算 | 各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。 | ○ |
| 11 照査 | 照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。 | ○ |
| 12 点検とりまとめ | 各作業項目の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。 | ○ |
| 13 関係機関協議・資料作成 | 関係機関との協議時における設計計画等の説明及び協議資料を作成する。 | ○ |